

## 科学研究費助成事業 研究成果報告書

平成 26 年 6 月 5 日現在

機関番号：13901

研究種目：若手研究(B)

研究期間：2011～2013

課題番号：23730121

研究課題名(和文) 地域法教育サービスモデルの創造 「田川プロジェクト」

研究課題名(英文) Creation of the model of regional law-related-education : Tagawa Project

## 研究代表者

久保山 力也 (KUBOYAMA, RIKIYA)

名古屋大学・法学(政治学)研究科(研究院)・講師

研究者番号：00409723

交付決定額(研究期間全体)：(直接経費) 2,600,000円、(間接経費) 780,000円

研究成果の概要(和文)：本研究は、地域法教育サービスモデルの創造として、法教育の教材作成ならびにその実践を課題にするものである。結果、教材「解釈のちから」を製作し、広く公開している。同教材については、福岡県司法書士会を中心として全国の司法書士会で広範囲に使用されている。法専門家である司法書士と学校や地域、家庭が、本研究によって作り出された教材によって、かかわりを持つというモデルを創造できたことは大きな成果である。また本研究のもう一つの大きな課題であるところの福岡県田川地区における法教育活動については、地域の教育機関とともに実践活動を行うことができ、こちらも大きな一歩を踏み出すことになった。

研究成果の概要(英文)：This research aims for creation of the model of regional law-related-education(LRE). It includes of creation of textbook for LRE and practice of it. As the result, the textbook of "the power of interpretation" is issued. This textbook is broadly used for all over Japan not only in Fukuoka prefecture. The result of the creation of regional model is great result of this research. And one more, about Tagawa project is also done. One practice of LRE is held in Tagawa on 30th March 2014. This is certainly not big gain compare with the textbook of "the power of interpretation" used in all over Japan, but it must be great first one step.

研究分野：法学

科研費の分科・細目：新領域法学

キーワード：法教育 ADR 司法書士

### 1. 研究開始当初の背景

法教育は、「法律専門家でない人々を対象に法律、法過程、法システム及びこれらの基礎にある原理や価値に関連する知識、技能を提供する教育」(日本社会科教育学会(編)(2000)『社会科教育事典』)とされ、国の重要な施策の一つとしてとらえられている。たとえば法務省「法教育研究会」は思考型、参加型の法教育モデルを提案した(法教育研究会(2004)『はじめての法教育』ぎょうせい)。また2010年9月には「法と教育学会」が発足し、法教育隆盛の機運が高まる一方、その具体化、効果については未知数で、実質的な研究の蓄積はこれからというところであった。すなわちここでの問題は、「ニーズ」がそもそも存在しているのか、懐疑的である。法教育の「担い手」と「教材」について今なお不安要素が多く、かつ「単発」の法教育講義がいかほどの影響を与えうるのか疑わしい。地域社会において、具体的な検証結果に乏しい、といった諸点にある。

ところで、法を教育するという点については戦前の「遵法教育」ないし「順法教育」が容易に結び付けられ得ることから、これらとここで論じている法教育とを分けて考える必要がある。現代型法教育の特徴は、その方法論において「担い手」と「教材」の問題としてあらわれる(久保山力也(2010)「リーガルサービスのパラダイム転換に向けた法教育」『青山法務研究論集』青山学院大学法務研究学会)。前者についていえば、弁護士や司法書士などが法教育を明確に「公益活動」(pro bono)の一環に位置づけており、さまざまな展開を見せている。なかでも弁護士に対しその独自の立場を明らかにしなければならない必要性に迫られている司法書士は、「くらしの法律家」というプロフェッションモデルの指針に関連し、戦略的にこれを行っている。「消費者教育」を中心とした実績は、2008年度、全国41の単位会活動において、559校を数えている(伊見真希(2009)「司法書士が行う教育活動のこれから」『月報司法書士』(448))。

国際的な背景についてはどうか。現代型法教育の端緒はアメリカの議論に求めることができる(江口勇治(1992)「社会科における『法教育』の重要性 アメリカ社会科における「法教育」の検討を通して」『社会科教育研究』(68))。また韓国もいち早くその可能性に注目し、さまざまな施策が実行されている。国内においては、アメリカ流の“street law”をそのまま受容するのではなく、地域や日本文化に応じた展開が模索されている。また裁判員裁判やADR(裁判外紛争解決)の導入などとの兼ね合いで、参加型の法教育モデルが構築され、家庭用ゲーム機を利用したものや、コミュニケーションなどの学習を伴った『裁判員裁判ゲーム(中高生版)』(荒川歩・久保山力也(2010):図2)などが先駆的である。リーガルプロフェッ

ンと法のかかわりについては、2010年5月9日に日本法社会学会(於:同志社大学)において開かれた「リーガルプロフェッションと法教育」シンポジウム(代表者:久保山力也)などがある。

### 2. 研究の目的

本研究は、「法教育」を現実化、主題化し、地域リーガルサービスの担い手である「司法書士」を活用した「地域法教育サービスモデル」を提案するものである。調査、開発、実践、分析等を統一して行う本研究は、司法書士との協働モデルを提案し、法教育の方法論を構築するものである。調査研究の結果、法教育の教材を開発し、具体的な担い手として「司法書士」をとらえ、リーガルサービスの供給者と市民との新たな関係性を提案する、ことを目指す。こうした関係性の取り持ちは、今後その洗練化が期待される法律相談、ADRに大きく貢献するものである。こうして製作された教材ならびにサービスモデルは国内のみならず、国際的にも広く拡充することが可能である。

### 3. 研究の方法

本研究は、「地域法教育サービスモデル」を提案するものであるから、地域を限定しその効果をはかることとした。すなわち、調査ならびに実践地域として「福岡県田川市」を指定する。その理由は、福岡県は、県内に政令市を2つ抱える一方、過疎地域も存在し、都市/地方が混在している、アジアの玄関という地理条件に基づき、在留外国人の数も多く、国際的な土地柄である、炭鉱閉山による貧困層の増大、指定暴力団の問題等が山積し、多くの社会不安を抱えている、従来、部落問題が、リーガルサービスの供給場面や学校現場において、散見されてきた、田川市は人口が減少傾向で、生活保護受給率は全国屈指(福岡県は全国第5位)などである。本研究は、ニーズに関する定量的・定性的に基づき、教材開発ならびに実践を行うという方法をとるものである。準備段階において、「裁判員時代におけるゲーミング・シミュレーションの可能性」(2010年3月28日:青山学院大学)「リーガルプロフェッションと法教育」(2010年5月9日:同志社大学)を主宰し、「担い手」と「教材」の問題に焦点をあて、議論を展開した。また、日本司法書士会連合会は「司法書士の法教育に関する『マインドとスキル』全国調査(A調査)」(2010年10月:サンプル数20,095:司法書士対象)「法律家の関わる法教育全国調査(B調査)」(2010年11月:サンプル数500:教育委員会対象)「司法書士の関わる法教育全国調査(C調査)」(2010年11月:サンプル数559:高等学校対象)を実施したが、この企画立案、調査票の制作ならびに分析を行い、貴重なデータを得た。

#### 4. 研究成果

研究成果については、【1】教材開発、【2】実践・公開、【3】地域法教育サービスモデル、【4】調査・課題に分けて記載する。

##### 【1】教材開発

教材開発については、主たる成果として『解釈のちから』（図1：法教育フォーラム <http://www.houkyouiku.jp/book.html>



図1 解釈のちから

2014.4.30 アクセス)を完成させたことがある。本教材は紙芝居形式で法的思考においてきわめて重要な「解釈」をするちからを育てるためのものである。ここでは5つの特徴を持たせた。すなわち、多様な教育現場、教育機会への応用、簡便かつ効果的使用への配慮、様々な指導者を想定、コンパクトかつ凝縮した内容、価値づけと継続的な学習への志向である。そこで、主として教材を解説書部分と紙芝居部分に分け、前者に学習指導案例を、後者に紙芝居本体(A4)、作業プリント、CD-ROMなどをつけて、即座に実践できるよう工夫した。

本教材の前提として、「3つのちからモデル」をとらえ、これらを法教育における重要な3つの側面として掲げた。まず第1の側面は「解釈するちから」である。これは、法やきまりを「文字通り」受けとめるのではなく、その背後にある目的や理由をとらえる態度を重視するものである。積極的に情報を収集し、解釈を通じて結論を導くことで、自らの価値観と外的な法やきまりの意思ないし意図との「擦りあわせ」が行われることをここでは期待している。解釈するという行為は、法やきまりを読み解く、作法であると考えている。「解釈するちから」は、問題に直面し一人で解決する当事者(一人称)という立場から、基礎・基本的な考えの枠組みを育成するものである。次に第2の側面は「相談するちから」である。ここでは様々な困難な状況から論点を抽出し、それを客観的にとらえ整理する方法を重視する。多くの相談機関や機会が設けられたとしても、相談をする側に「ちから」がなければ、効果的な相談はもとより、望ましい結論は得られない。相談をするという行為は、法の世界における対話の作法ともいえる。「相談するちから」では、相談の效用をとらえ他者とともに(二人称)問題を解決するという立場から、協働の大切さとその

在り方について考える。そして第3の側面は「提案するちから」である。ここでは相対する意見や当事者を調整することを重視する。傾聴を通じ、争点を明らかにしつつ、具体的な案を構築する。提案するという行為は、様々な効果をうみだす、創造の作法ともいえる。「提案するちから」では、調整者・調停者(三人称)の立場から、俯瞰的に物事をとらえ、利害や争点を敏感に受けとめ、効果的な解決をうながすプロセスを学ぶことになる。

本教材「解釈のちから」では「非知識型」、「思考型」教育観をベースに、法やきまりと自らの「かかわり」に焦点をあて、「解釈」の問題を中心に据えつつ3つのねらいを設定した。ねらいは「きく」ちからである。紙芝居というツールを使用することで、学習者がそって一つの教材に注目し、ともに課題を克服する点を重視することとした。いくつかの学習ツールとは異なり、元に戻って再度確認することができない紙芝居の利点を活かし、学習者が受け身で「聞く」のではなく、積極的に「聴き」、さらに一歩進んで「訊く」態度の育成を目指した。その上で学習者はストーリーにそって、何が問題となっているのか、あるいはその問題の背景は何かといった点に着目しつつ、法やきまりに対峙し、現実的な対応を迫られることになる。ねらいは「うかがう」ちからである。本教材において学習者は、いくつかの判断をすることになる。法やきまりに直面するとき、当事者にはなんらか行動を伴った決定を迫られる。しかし考えの根拠となる事実は、そのすべてが明らかになっているとは限らないわけで、情報不足や誤情報、ときには悪意ある偽情報に接することになる。学習者はそのときどきに与えられる情報を元に、自分の価値観と照らし合わせながら、考察していくほかない。たとえ善悪の判断が難しい事例であっても、自らの態度を明確にしなければならないという縛りのなかで、学習者は情報を精査し、ときに批判的に物事をとらえつつ、真実を「窺う」ことの重要さを知ることになる。ねらいは「つかむ」ちからである。本教材は、法やきまりそのものに対する関心を喚起しつつも、日常生活における様々な判断機会において、「まずは立ち止まって考えてみる」ことの大切さを説く。「解釈する」ということは、様々な角度から物事をとらえ、自らの価値観と擦りあわせ、結論の意味を客観的に評価する行為ともいえる。ここで重要なことは、常に俯瞰的に、その全体像を「掴む」態度であるといえる。こうした3つのちからモデルと本教材「解釈のちから」における3つのねらいは、本研究の地域法教育サービスモデルの根幹に据えられる視点、考え方である。

本教材は、法教育フォーラムのホームページほか、福岡県司法書士会ホームページ(<http://www.fukuokashihoushoshi.net/order/item/>)にて紹介されている。また、

中谷陽子(2012)「紙芝居で学ぶ法教育教材「解釈のちから」」月報司法書士(484)は本教材を紹介するものである。さらに、本教材を用いた実践を描いた松本榮次氏の論文「学校現場において法教育を普及させるための方策について 法教育の授業例を踏まえて」

(<http://www.moj.go.jp/content/000095982.pdf> 2014年4月30日アクセス)が平成23年度法務省法教育懸賞論文にて日本司法支援センター賞を獲得(法務省)するなど、高い評価を得ている。

その他、教材としてはADRゲーム(簡易版)を製作したがこれについては、次項にて述べる。

## 【2】実践・公開

本教材「解釈のちから」については、福岡県司法書士会との協力のもと、多くの実践を行った。まず平成22年2月には初めての本格的な実践を兵庫県西宮市立上ヶ原南小学校において行った。実践後、多くの声が寄せられたが、「面白かった」「勉強になった」などほとんどが好意的な反応であった。次に平成22年6月には岡山大学法学部にて法教育講義ならびに実践を行った。さらに平成22年11月には福岡市立百道浜小学校にて、保護者の方にもご参加いただき公開授業を実施した。その後も福岡県司法書士会は継続して本教材を用いた法教育実践を数多く展開しており、全国レベルでの司法書士会の法教育実践組織である「司法書士法教育ネットワーク」の地域巡回交流会(2012年11月23日)にて、広く紹介されている([http://www.fukuokashihoushoshi.net/document/20121123\\_fukuoka.pdf](http://www.fukuokashihoushoshi.net/document/20121123_fukuoka.pdf) 2014年4月30日アクセス)。

本教材は、全国の司法書士会の法教育実践においても広範囲に活用されている。日本司法書士会連合会(以下、日司連)は本教材を全国50すべての司法書士会に配布している。日司連の最新のデータ(2012年4月1日-2013年3月31日)によれば同期間中に法教育事業を実践した司法書士会は50会中45会で、本教材を使ったものとしては、福岡県会ほか鹿児島県会での実践がある。日司連ならびに各司法書士会は近年「親子法律教室」と題する法教育実践を各地で展開しているが、本教材は積極的にこれに使用されている。たとえば平成25年2月16日には神奈川県司法書士会「親子法律教室」、平成25年2月17日および平成26年3月9日には東京司法書士会「親子法律教室」の実績がある。生徒ならびに保護者の反応も概ね好評で、教材のねらい通りの反応が多々見られた。

教材自体が公開物であるが、その他公開したものとしては、論文、久保山力也(2011)「法教育の「新たな」可能性と「くらしの法律家」の実質化」法社会学(75:157-186)日本法社会学会などがあるほか、学会報告では、久保山力也(2011)「法教育に、何がで

きるのか」(日本法社会学会:東京大学)久保山力也(2011)「法は遊べるか ゲームング法教育の思想」(日本心理学会:日本大学)久保山力也(2011)「紛争解決はゲーミングによって、いかに効果的に伝えられるか」(ゲーミング&シミュレーション学会:北海道大学)久保山力也(2012)「法教育の担い手に関する実証分析 「司法書士のマインドとスキル全国調査」から」(法と教育学会:東京大学)久保山力也(2012)「法教育の実質化と法専門家の役割 法教育全国調査の分析」(全国社会科教育学会:岐阜大学)などのほか、司法書士会などで講演も行った。

また、田川市での実践(田川プロジェクト)としては、2014年3月30日に行った実践がある(図2:西日本新聞平成26年2月28日号)。同実践では、別途開発した法教育ゲーミング教材「ADRゲーム」(簡略版)を用い、田川地域の学生を招いてゲーム(ボードゲーム)をしながら、紛争解決を学ぶことを目的として実践を行った。あわせて同実践においては、紛争事例やその解決に関する講演なども行った。

◇トラブル解決ゲーム講座 30日  
(日)午後1時～4時半、田川市伊田の市民会館。名古屋大学法学部講師の久保山力也さんと、飯塚市の司法書士福田哲也さんが進行役。法律の専門家の仕事内容や、暮らしの中でのトラブル解決方法を紹介。カードゲームで紛争解決を体験するコーナー(午後3時～4時20分)も設ける。  
司法書士法人みずき事務所＝0948(26)7533。

図2 田川プロジェクト

## 【3】地域法教育サービスモデル

地域法教育サービスモデルとは、学校や法専門家、行政や家庭などが法教育を中心にして関係を取り結び、相互に関わり合いをもちながら、地域のベースアップをはかるものである。本研究においては、このモデルを作り上げるとともに、具体的な実践を通じてその可能性をはかることを目的としていた。行政ないし学校とのかかわりについては、北九州市教育委員会、北九州若松地区の小学校・中学校・高等学校の各校長、田川市教育委員会教育長、福岡県教育委員会などと打ち合わせの場を持ち、本調査研究の趣旨を説明し理解を得ることができた。また、上述したように、兵庫県西宮市立上ヶ原南小学校や福岡市立百道浜小学校の校長ならびに教諭とは実践に際しての綿密な打ち合わせならびに振り返りの場を持つことができた。

一連の実践においては、学校現場のみならず高等教育においても本教材が十分使用可能であることを明らかにし、同一教材による法教育の実践という地平を開くことができた。また、保護者の方にもご一緒に楽しんでいただくことで、学校、法専門家(司法書士)

家庭を法教育が紡ぐという、地域法サービスモデルの在り方の一端を示すことができた。田川プロジェクト(2014年3月30日)の実践には、地域に根差した学習塾と協働し、実践を行った。学習や教育の機会という意味では、学校のみを対象を限定するのではなく、むしろ地域の実情にあわせ柔軟に対応することができる学習塾とともに、法教育プログラムを企画、実践できたことは非常に大きな成果であった。

#### 【4】調査・課題

最後に、調査と課題についてまとめておく。本研究の目的の一つに福岡県下の学校における法教育調査研究を掲げていた。定量的ならびに定性的調査を行うため、数度にわたって福岡県教育委員会を訪れ実施に向けて準備を進めていたが、法務省が全国レベルで法教育調査を実施することになったため調査は延期し、その分教材開発と実践ならびに成果公開に傾注することになった。魅力的な調査であったが、法務省の調査結果を受けて再度機会を得ることとした。ただし、協議や実践に際し、多くのヒアリングは実施し、教材やプログラムに関する量的データは収集することに成功した。今後論文として発表することになる。

法教育地域サービスモデル策定の目的は概ね達成することができたと考える。司法書士を活用した法教育サービスは、福岡県のみならず全国で大きな評価を受けており、当初の目的と予想をはるかに超えた成果を得た。法専門家である司法書士が本調査研究によって制作された教材を用い、学校や地域と連携しながら、家庭とも協働しつつ法教育を「創る」というスタイルが確立されていることは確かに大きな成果である。またこれが調査研究期間のみの成果によらず、現に継続中かつ発展していていることは、本調査研究が目指していた「持続可能な法教育」そのものである。田川地区については、田川市教育長の理解を得て、最終年度に実践までこぎ着けることができた。教材「解釈のちから」の華々しい成果からすると、これは小さな実績かもしれないが、地域法教育サービスモデルにとっては、大きな一歩である。今後とも、同地域の法教育サービスモデルの発展に資するため、既存教材ならびに新規開発教材を用い、継続したかかわりをもっていく。そして、当初課題としていた国際的な展開についても積極的に行っていきたいと考えている。

#### 5. 主な発表論文等

(研究代表者、研究分担者及び連携研究者には下線)

##### 〔雑誌論文〕(計1件)

久保山力也(2011)「法教育の「新たな」可能性と「くらしの法律家」の実質化」法社会学(75:157-186)

##### 〔学会発表〕(計5件)

久保山力也(2011)「法教育に、何ができるのか」(日本法社会学会:東京大学) 久保山力也(2011)「法は遊べるか ゲームング教育の思想」(日本心理学会:日本大学) 久保山力也(2011)「紛争解決はゲーミングによって、いかに効果的に伝えられるか」(ゲーミング&シミュレーション学会:北海道大学) 久保山力也(2012)「法教育の担い手に関する実証分析 「司法書士のマインドとスキル全国調査」から」(法と教育学会:東京大学) 久保山力也(2012)「法教育の実質化と法専門家の役割 法教育全国調査の分析」(全国社会科教育学会:岐阜大学)

##### 〔図書〕(計1件)

久保山力也(2012)『解釈のちから』福岡県司法書士会

##### 〔産業財産権〕

出願状況(計0件)

名称:  
発明者:  
権利者:  
種類:  
番号:  
出願年月日:  
国内外の別:

取得状況(計0件)

名称:  
発明者:  
権利者:  
種類:  
番号:  
取得年月日:  
国内外の別:

##### 〔その他〕

ホームページ等 無

#### 6. 研究組織

##### (1)研究代表者

久保山力也(23730121)

研究者番号:00409723

##### (2)研究分担者 無

( )

研究者番号:

##### (3)連携研究者 無

( )

研究者番号: